

平成二十七年二月六日受領  
答弁第一七号

内閣衆質一八九第一七号

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還を巡る日米間のやり取りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還を巡る日米間のやり取りに関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

外交記録公開については、外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、作成又は取得から三十年以上が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外務省が保有する行政文書であつて、作成又は取得から三十年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として重要なものを外務省大臣官房総務課外交史料館に移管し、一般に公開しているものであり、お尋ねの文書に記載された事実関係について外務省としてコメントすることは差し控えたく、また、当該文書についての御指摘のような評価を前提としたお尋ねにお答えすることも差し控えたい。

三について

外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。